

『地域の担い手育成型モデル工事』

入 札 説 明 書 （別紙－１）

工事名：令和８年度 第１０－１号 比叡平地区補助急傾斜地崩壊対策工事

当工事は、総合評価方式『地域の担い手育成型モデル工事』です。

評価基準・評価項目に十分留意し、入札参加してください。

＜重要＞

当工事は、入札参加者の自己申告による技術評価点と入札価格から算出する評価値により落札候補者となる者に対して技術提案書の内容を審査する「事後審査」となります。

開札後に技術提案書の審査を行うため、落札決定まで時間を要することをご了知ください。

また、審査において様式や添付書類について不備等があり、自己申告された技術評価点が過大と判断された場合、入札は「無効」となりますので、そのことを十分にご理解の上、入札参加いただきますようお願いいたします。

◎留意事項

- ・ 当工事の入札は、総合評価方式です。当工事に入札参加される場合、入札公告、入札説明書と併せて、当該入札説明書（別紙－１）ならびに各種様式の記載事項を熟読の上、技術提案書を作成し、対象となる全ての様式を提出してください。
- ・ 当総合評価方式においては、施工体制確認型を導入しており、施工体制確認型実施要領を用いることとしています。施工体制確認型実施要領については、滋賀県HP
(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>)を参照してください。なお、技術提案書提出の時点で施工体制確認型の追加書類提出の必要はありません。

◎（評価基準）『地域の担い手育成型モデル工事』

評価項目、配点、提出様式は下表のとおりとする。

地域の担い手育成型モデル工事			
評価の視点	評価項目	配点	提出様式
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1.0	6－1
	技能者の資格	1.0	6－5
企業の 地域性・社会性	防災協定の締結および重機保有	1.0	7－2
	建防災への加入および活動実績	0.5	7－3
	主たる営業所の有無	1.5	7－5
	除雪作業等	1.0	7－6
	県内企業の下請活用	2.0	7－7
	現場見学会の開催	1.0	7－8
	若手・女性技術者の配置	1.0	7－10
	建設キャリアアップ°システムの利用	0.5	7－12
計		10.5点	

◎「地域の担い手育成型モデル工事」は各参加者において自身の加算点を自己申告していただきます。

加算点自己申告表「様式5」を提出してください。

《用語の定義》

用 語	該当する技術者（※）
配置予定技術者等	監理技術者、主任技術者、現場代理人
監理技術者等	監理技術者、主任技術者

※ 専任特例 1 号、専任特例 2 号（特例監理技術者）を含み、監理技術者補佐は含まない

（1）配置予定技術者等CPD【1.0点】

配置予定技術者等に係る継続教育（CPD）の取組状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

配置予定技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たしている者に限ることとし、当該評価項目の加算点の有無に関わらず必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。なお、入札の段階では直接的かつ恒常的な雇用関係の確認は行わないため、雇用関係を確認するための書類は応札後に提出することとする。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。

評価対象を証明する資料として、各団体が発行する学習履歴を証明する証明書（写）の提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、複数名申請することができるが、その場合は、評価点が最も低い配置予定技術者等で評価する。

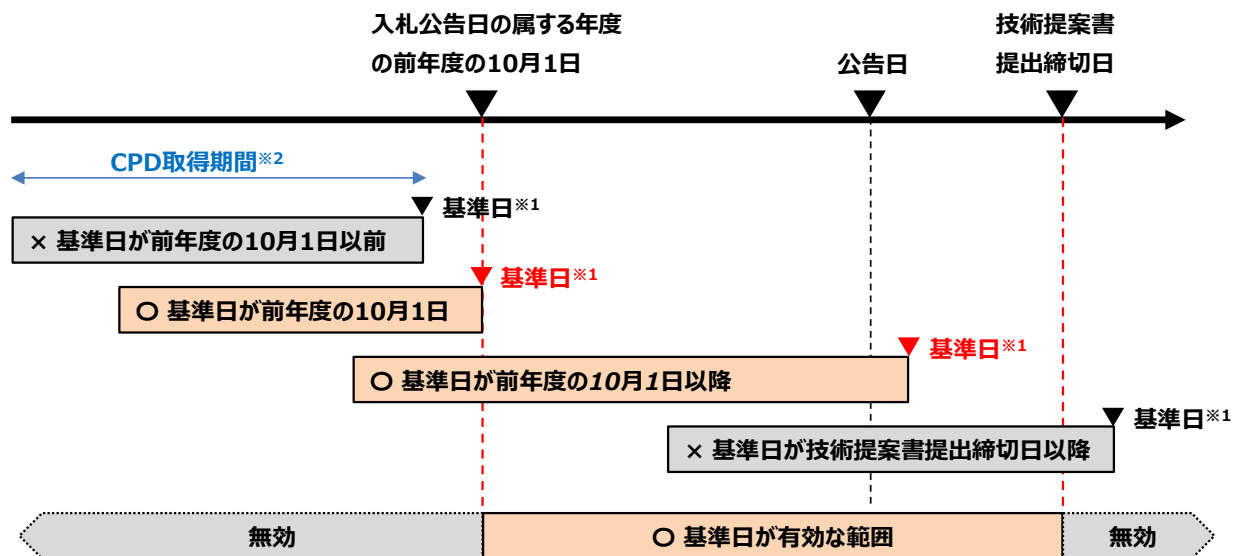
当評価項目において評価を受ける者以外の申請は不要である。

区 分（配置予定技術者等 CPD の単位数）	評価点
各団体の評価対象単位数以上の証明 なし	0
各団体の評価対象単位数以上の証明 あり(必要な水準)	1.0

団体名	評 価 対 象	評 価 点	
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	1.0 点
その他、建設系 CPD 協議会加入団体 （技術士会、土木学会、 都市計画学会など）	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	1.0 点

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

配置予定技術者CPDの評価の考え方



※1 「基準日」とは、申請するCPD取得期間の最終日

※2 「CPD取得期間」とは、発注者が指定した団体がそれぞれ定めている期間

加算点に有効な提出書類	
➤	発注工事業種等に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料（加算点によらず提出が必要）
➤	各団体が発行する学習履歴を証明する証明書の写し

(2) 技能者の資格【1.0点】

現場で実作業に従事する技能者が「登録基幹技能者（建設業法施行規則第18条の3第2項）」または「技能士（1級）（職業能力開発促進法第50条）等」の有資格者である場合に、以下の評価点を加算点として与える。なお、評価対象となる技能者は当該作業において常駐の上、中心となり作業を行うことを条件とする。

有資格者の従事ありの場合は、契約後、それを証する書面（合格証書・資格者証など）の写しの提出を求める。また、現場にて技能者の確認を行う。その際に、従事していないことが判明した場合は、工事成績評価において減点措置を行う。

区 分（指定作業における技能者の資格）		評価点
有資格者の従事 なし		0
「技能士（1級）」の有資格者の従事 あり	下請の技能者	0.3
	自社（元請）の技能者	0.5
「登録基幹技能者」の有資格者の従事 あり	下請の技能者	0.7
	自社（元請）の技能者	1.0

なお、評価の対象とする職種（作業）については、下表のとおりとする。
複数設定している場合、いずれかの資格に対して申請があれば、評価点を加算する。

<評価対象としての資格・職種一覧>

1. 登録基幹技能者

登録基幹技能者の種類 【登録★★基幹技能者】 注★★には以下の種類がはいる	基幹的な役割を担う建設業の種類
コンクリート圧送	とび・土工工事業
型枠	大土工事業
土工	土工工事業、とび・土工工事業
土質改良	土工工事業、とび・土工工事業
斜面防災	土工工事業、とび・土工工事業、さく井工事業

2. 技能士（1級）

技能士資格の職種 【★★技能士】 注★★には以下の種類がはいる	具体的な作業内容
型枠施工	型枠工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(3) 防災協定の締結および重機保有【1.0点】

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において県との防災協定（※１）の締結の有無を評価の対象とする。また、防災協定の締結が「あり」の場合、更に建設機械（重機）の自社保有状況（※２）を評価の対象とし、**入札公告時点における**保有状況に応じた評価点を加算点として与える。

区 分（防災協定の締結および重機保有）		評価点
県との防災協定の締結 なし		0
県との防災協定の締結 あり	重機の自社保有 なし	0.3
	重機の自社保有 1 機種	0.5
	重機の自社保有 2 機種	0.7
	重機の自社保有 3 機種	1.0

（※１）滋賀県（滋賀県道路公社、滋賀県企業庁を含む）と締結している防災協定（防災に関する覚え書き等）を評価の対象とする。「県との防災協定」は、協定締結を証する書面として、その協定締結団体が発行する入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において防災協定を締結していることが確認できる証明書（写）または入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において入札参加者が当団体の会員として在籍していることが確認できる資料のいずれかの提出を求める。

<参考> 滋賀県との防災協定の名称及び締結団体（令和 8 年 1 月現在 滋賀県地域防災計画 他） https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bousai/sougo/12559.html ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）プレハブ建築協会（H8.3.25） ◇災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書：（一社）全国木造建設事業協会（H8.3.25） ◇災害時における被災した住宅の応急修理および障害物の除去に関する協定書：滋賀県建築組合（R7.12.24） ◇災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書：（一社）滋賀県産業資源循環協会（H25.8.27） ◇災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定書：（一社）（滋賀県解体工事業協会）（R4.11.21） ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県建設業協会（H8.3.29） ◇災害時における応急対策活動への応援に関する協定書：滋賀県塗装工業協同組合（H26.3.3） ◇災害時における土木施設の応急復旧に係る初動活動等への応援協力に関する協定書： （一社）滋賀県建設業協会各支部（H26.3.11） ◇災害時における水道施設の応急普及の応援協定：滋賀県管工事業協同組合連合会（H19.3.27） ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県電業協会（H20.3.11） ◇災害時における応急救援活動への応援に関する協定書：（一社）滋賀県電気工事工業組合（H24.3.13） ◇地震災害時における流域下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定： （一社）滋賀県下水道管路維持協会（H20.3.25） ◇自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定：（一社）日本下水道施設業協会（H26.7.14） ◇災害時における応急救護活動への応援に関する協定：（一社）滋賀県造園協会（H20.5.7） ◇緊急事態発生時における琵琶湖大橋の通行規制の応援に関する協定：県内企業 1 社（H26.4.1）（滋賀県道路公社） ◇無償団体救援協定（災害一般廃棄物の収集運搬）： 滋賀県環境整備事業協同組合（H16.1.19）、湖北清掃事業協同組合（H16.1.19） ◇災害時における応急活動への応援に関する協定書：有限責任中間法人 滋賀県道路建設協会（H19.3.27）
--

◇漏水事故等における応急復旧工事に関する覚書：県内企業 19 社 (R3.5.1) (滋賀県企業庁)
◇災害時における調査等の相互協力に関する協定：(公社) 土木学会 関西支部(H27.2.6)
◇災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括協定書： (一社)日本建設業連合会関西支部 (H29.2.20)
◇災害時における機械設備の応急業務に関する協定書：(一社)滋賀県空調衛生設備工業会 (H29.11.1)
◇災害時等におけるクレーン等の供給に関する協定：(一社)全国クレーン建設業協会 滋賀支部(R2.3.17)
◇災害時における滋賀県道路公社所管施設等の緊急災害応急対策に関する協定書： (一社) 日本橋梁建設協会 (R3.9.1) (滋賀県道路公社)

(※2)「重機の保有状況」については、県との防災協定の締結がある場合に、更に災害時に必要となる建設機械（重機）の、自社における保有状況について評価する。保有状況については、入札公告時点で所有または長期リース契約している機械を評価対象とする。

評価対象とする重機は入札公告日以降においても稼働できる良好な状態かつ、法定手続き等を済ませた機械であることが条件であり、加算点対象とする機種・規格については以下のとおり。

申請図書の作成にあたっては、以降の＜作成上の留意事項＞を確認すること。

区 分	評価対象とする機種	規 格
「土木工事」	1. バックホウ	バケット容量：山積み 0.45m ³ 以上
	2. 普通ダンプトラック	最大積載量 2.0 t 以上
	3. ①ブルドーザ ②ホイールローダー ※ 上記①②のいずれか	①全装備質量 9.0t 以上 ②バケット容量：山積み 0.9m ³ 以上

※：ホイールローダーについては、「ショベルローダー（2 輪駆動）」、「トラクタショベル（4 輪駆動）」共に対象とします。

＜作成上の留意事項＞

●自社保有の定義

自社において所有または長期のリース契約を行っており、常時、自身の意思により使用可能な状態として占有していることをいう。なお、長期リースについては、その契約期間が1年以上のものとする。また、対象とする重機は滋賀県内で活動することが前提であるため、県内で登録や保管、配置されていることとする。

●「自社保有を証する書面」

以下のいずれかの書面により、自社保有を証明する。なお、提出された書面が、虚偽の申請であった場合は悪質であるとして入札参加停止措置をとることがある。

「自社保有を証する書面」は、以下の①（①がない場合は②、①がなく特定自主検査対象外の機種については③、①②③がなければ④）とする。ただし、いずれにおいても入札公告時点で有効であるものに限る。また、各①～④の書面において、評価の対象となる機種や規格が確認できない場合は、補足資料として「メーカーカタログ」等をあわせて提出すること。（評価対象機種・規格が確認できない場合は評価しない。）

有効期限切れや有効期限等、内容が確認できない場合は入札を「無効」とする。

「自社保有を証する書面」

① 車検証（写）※¹または、自動車検査証記録事項（写）※²

- ・「使用者」欄により入札参加者名が確認できるもの。（「所有者」が入札参加者であっても、「使用者」欄が異なる者である場合は、評価の対象としない。）
- なお、令和5年1月1日以降に発行された自動車検査証（電子車検証）の場合は、「自動車検査証記録事項」の写しを提出すること。

※1 令和5年1月3日以前に登録、検査等を行った車両

※2 令和5年1月4日以降に登録、検査等を行った車両

② 特定自主検査記録表（写）

- ・機械（重機の種類・評価対象規格）が特定でき、また検査日が確実に確認できるもの。
※特定自主検査記録表で評価対象規格を満足していることが確認できない場合は、補足で「メーカーカタログ」等を提出すること。
- ・検査機関（者）の記名押印があるもの。（自筆記名の場合は、押印は不要）

③ 契約書（写）

- ・売買契約書、譲渡契約書、リース契約書のいずれかの（写）を提出のこと。
- ・契約書により入札参加者の名前が確認できること。
- ・機械（重機の種類・評価対象規格）が契約書で確認できない場合は、補足で「メーカーカタログ」等を提出のこと。
- ・リース契約の場合、契約相手方はリース・レンタル会社を相手方としたものに限る。
- ・リース契約の場合、契約有効期限が入札公告日を含んでいること。
- ・納品書等は「自社保有を証する書面」とはしない。
- ・共有名義での所有・リースは評価対象とはしない。
- ・自社がリース・レンタル会社を営んでいる場合、その賃貸目的の機械は対象とはしない。

④ 償却資産課税台帳の写し

- ・機械（重機の種類・評価対象規格）が確認できる資料として、補足で「メーカーカタログ」等を提出のこと。

● 「機械写真」

機械写真については、以下のA～Cの写真を貼付けて提出すること。

写真A：建設機械（重機）の3方向からの全景写真（正面・後ろ・真横）

- ・車体に製品名等の表示があれば、当該箇所の写真も添付すること。

写真B：規格が確認できる写真

- ・リボンテープ等をはわせ、寸法が確認できるもの。

ただし、特定自主点検記録簿にて規格（バックホウのバケット容量、アスファルトフィニッシャのブレード長等）が確認できる場合は、当該写真の添付は省略可とする。

写真C：特定自主検査の検査済標章（ステッカー）の拡大写真

- ・「自社保有を証する書面」が特定自主検査記録表の場合は必要であり、それ以外は不要。

※以下に、各建設機械（重機）を申請する際に必要な「機械写真」について示す。

＜申請に必要な「機械写真」一覧＞

番号	評価対象機種	規 格	必要な「機械写真」（様式 7-2＜機械写真＞による）
土木工事			
1	バックホウ	バケット容量：山積み 0.45m ³ 以上	写真 A・B・C ※写真 B はバケットの寸法が確認できる写真
2	普通ダンプトラック	最大積載量 2.0 t 以上	写真 A
3－①	ブルドーザ	全装備質量 9.0t 以上	写真 A・C
3－②	ホイールローダー	バケット容量：山積み 0.9 m ³ 以上	写真 A・B・C ※ ●写真 B はバケットの寸法が確認できる写真 ※写真 C については、「自社保有を証する書面」を特定自主検査記録 表による場合（トラクタショベルの場合）に必要

○ 1 機種につき 1 台を提出すること。

加算点に有効な提出書類
➤ 県との防災協定締結を証する①または②のいずれかの資料 ① 各種協定締結団体が発行する証明書（写） ② 協定締結団体への在籍証明書（写） ➤ 自社保有ありの場合、「自社保有を証する書面」および「機械写真」 ➤ 自動車検査証（電子車検証）（令和 5 年 1 月 3 日以前に登録、検査等を行った車両） または、自動車検査証記録事項（令和 5 年 1 月 4 日以降に登録、検査等を行った車両）

(4) 建災防への加入および活動実績【0.5点】

当該工事の入札公告日の属する年度（入札手続き期間が年度を越える場合は、いずれかの年度）において、建設業労働災害防止協会（以下、「建災防」という。）への加入の有無、更に加入が「あり」の場合には建災防で実施される活動（※）に対する実績の有無に応じての評価点を加算点として与える。

建災防への加入のみ（実績「なし」）の場合には、建災防が発行する加入証明書（写）の提出を求める。活動実績「あり」の場合には、活動実績を証する書面として、建災防が発行する活動実績証明書（写）の提出（加入証明書（写）の提出は省略可）を求める。

区 分（建災防への加入および活動実績）		評価点
建災防への加入 なし		0
建災防への加入 あり	建災防での活動実績 なし	0.2
	建災防での活動実績 あり	0.5

（※）「建災防で実施される活動実績」については、建災防への加入がある場合に、

1. 安全衛生教育の受講（建災防主催、ただし技能講習、特別教育は除く。）
2. （滋賀県）建設業安全衛生大会への参加についての実績を評価の対象とする。

加算点に有効な提出書類
➤ 「建災防での活動実績 なし」の場合、建災防が発行する加入証明書（写） ➤ 「建災防での活動実績 あり」の場合、建災防が発行する活動実績証明書（写）

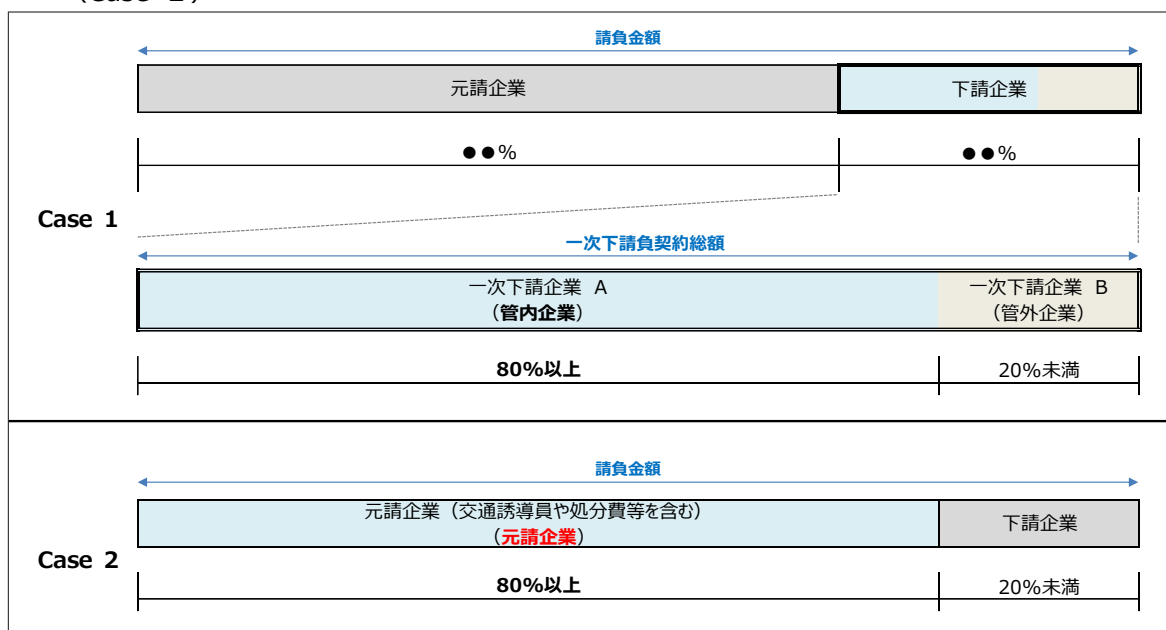
(5) 主たる営業所の有無【1.5点】

入札公告日における下請企業を含めた「主たる営業所（本社・本店）」の所在地について評価を行い、以下の評価点を加算点として与える。なお、本評価項目でいう「営業所」とは、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいい、下請企業に関しては、次の条件を満たす場合とする。

（条件）

- ・一次下請負契約額全体のうち、発注土木事務所管内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行することを予定している場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。

また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。その際に、評価の対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（主たる営業所の有無）		評価点
「主たる営業所（本社・本店）」 が大津土木事務所の 管外	管内企業の下請活用 なし	0
	管内企業の下請活用 あり ※元請企業が請負金額の80%以上を直営する場合(Case2)を含む	0.5
「主たる営業所（本社・本店）」 が大津土木事務所の 管内	管内企業の下請活用 なし	1.0
	管内企業の下請活用 あり ※元請企業が請負金額の80%以上を直営する場合(Case2)を含む	1.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(6) 除雪作業等【1.0点】

除雪・凍結防止剤散布作業（以下、「除雪作業等」という。）の契約実績の有無に応じて下表に示す評価点を加算点として与える。評価の対象は公告日の属する年度の直前3ヶ年度（令和5年度～令和7年度:令和5年4月1日～令和8年3月31日まで）のうち、いずれかの年度（1年間）における滋賀県内の道路（国道、県道、市町道）に関する除雪作業等の契約実績とし、県（または市町）との契約実績または国との契約実績がある場合、下表のとおり評価点を加算点として与える。県（または市町）および国と契約の実績があった場合は、いずれか高い方（県または市町との実績）の評価とする。

なお、県との契約実績には、「滋賀県道路公社」との契約実績を含める。

区 分（除雪作業等の契約実績の有無）	評価点
除雪作業等の契約実績なし	0
国との除雪作業等の契約実績あり	0.5
県または市町との除雪作業等の契約実績あり	1.0

加算点に有効な提出書類
➤ 契約実績を証する①または②のいずれかの資料
① 契約実績証明書（写）
② 対象となる作業の契約書の写し、およびその作業内容が確認できる資料

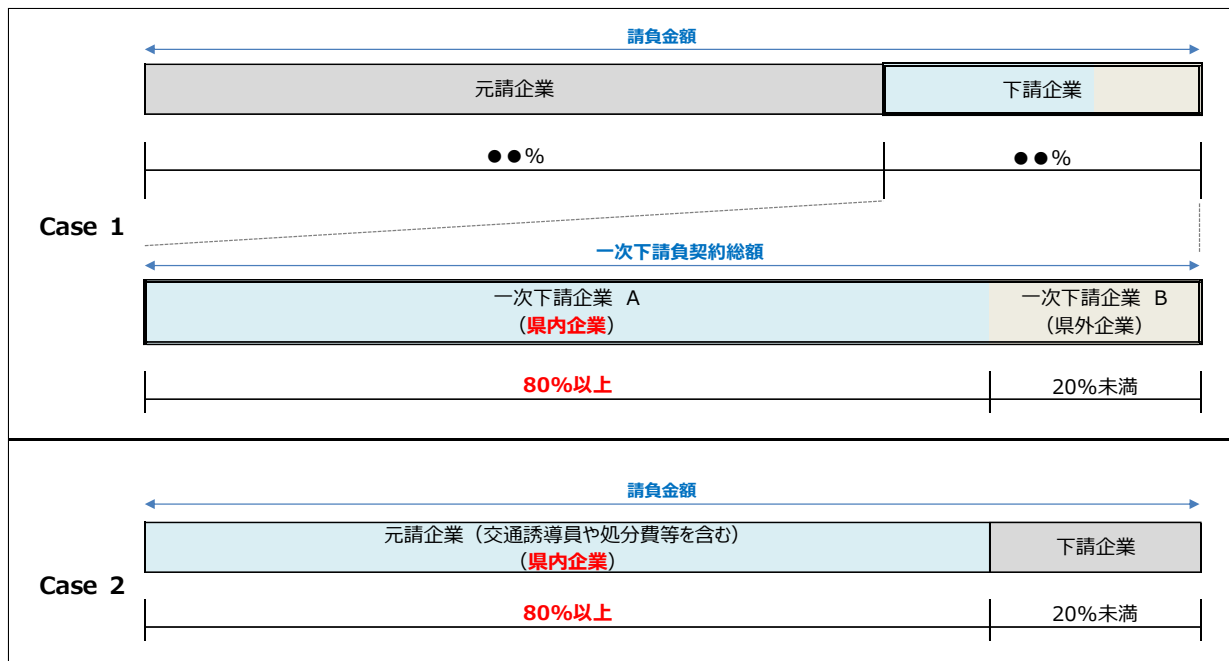
(7) 県内企業の下請活用【2.0点】

当該工事における下請業者に、県内企業を活用することを評価する。具体的には、次の条件を満たす場合に評価する。

(条件)

- ・一次下請負契約額全体のうち、県内に主たる営業所（本社・本店）を有する企業への一次下請負契約総額の割合が80%以上を予定している場合（Case 1）

※ただし、県内に主たる営業所を有する元請企業が請負金額の80%以上を直営で執行する予定をしている場合も加算点の対象とする（Case 2）



工事着手時に下請負人の報告を求めるとともに、申請した下請負契約の状況を確認する。
また、工事完了時に下請負契約の確認を行う。確認の結果、評価対象となる下請契約の状況を達成できていないことが判明した場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（県内企業の下請活用の有無）	評価点
県内企業の下請活用 なし （上記（条件）の実施）	0
県内企業の下請活用 あり （ ” ）	2.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし （自己申告表への記入のみ）

(8) 現場見学会の開催【1.0点】

当該工事において、現場環境改善費を利用した現場見学会の開催、また現場見学会の様子を広報・PR活動で発信することを評価する。

現場見学会は、現場の魅力をリアルに伝えるため、現地開催を基本とするが、リモート方式による開催も可とする。ただし、リモート方式による場合は、現場とリアルタイム接続（ライブ配信）すること。なお、通信状況によりリアルタイム接続が困難な場合は、事前に撮影した動画の活用も可とする。

広報・PR活動とは、建設業の魅力発信を目的とする、現場見学会の様子を広報誌、ホームページ、YouTube、SNS等の媒体を通じて発信して一般に供する活動をいい、規模や内容を問わない。

履行確認の方法は、契約後、工事着手時に施工計画書に見学会の概要、広報・PR活動内容を記載した上で、監督職員による見学会資料の確認を経て、現場見学会の実施報告を行うこととする。さらに、広報・PR活動に関しては、実施後に活動内容が分かる資料を提出することとし、工期内の実施・掲載を原則とする。

なお、受注者の責任において現場見学会が開催できなかった場合、また広報・PR活動ができなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（現場見学会の開催）		評価点
現場見学会の開催 なし		0
現場見学会の開催 あり	広報・PR活動なし	0.5
	広報・PR活動あり	1.0

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

(9) 若手・女性技術者の配置【1.0点】

当該工事に「監理技術者等」または「専任の技術者」として、当該工事の「入札公告日の属する年度の4月1日において40歳以下」もしくは「女性」の技術者を配置することを評価する。さらに、申請企業において「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰（（旧）滋賀県若手技術者・女性技術者土木交通部長表彰、以下同様）」の受賞歴のある技術者を監理技術者等として配置する場合に下表に示す評価点を加算点として与える。下請人の技術者は評価の対象外とする。

なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めないが、交代事由が生じた場合は「県土整備部建設工事等における総合評価方式の運用ガイドライン（4. 3. 4 技術者等の能力）」に基づき発注者が可否を判断し、受注者は発注者の指示に従うこと。

○専任の技術者として配置

専任の技術者は、発注工事業種に適応した主任技術者の要件を満たす者（2級国家資格者等も可）とする。技術提案書の提出時に専任の技術者の特定は求めないが、着手前には技術者を特定（施工計画書に記載）し、該当技術者であることが確認できる資料の提出を求める。「着手前」とは、実際の現地作業（準備工、事前測量を含む）に着手する前をいう。

また、「専任」とは、常時継続的に当工事のみに従事することをいい、他の工事の兼務は認めない。「専任期間」は、監理技術者等の専任期間と同じとする。

○監理技術者等として配置

監理技術者等は、発注工事業種に適応した監理技術者等の要件を満たす者とし、技術提案書提出時に必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。資料は、「資格証の写し」、「実務経験が確認できる資料」等とし、合格通知書は対象外とする。

監理技術者等が特定できない場合は、複数名申請できることとするが、この場合の当評価項目における評価点は、当評価項目において最も評価点の低い技術者の評価点とする。

当評価項目において配置すると申請した技術者が従事していないことが判明した場合は、工事成績評定において減点措置を行う。

区 分（若手・女性技術者の配置）	評価点
「若手技術者・女性技術者」の 配置なし	0
「若手技術者・女性技術者」を 専任の技術者として配置する	0.5
「若手技術者・女性技術者」を 監理技術者等として配置する	0.7
「受賞歴のある若手技術者・女性技術者（※1）」を監理技術者等として配置する	0.8
「直近3ヵ年度に受賞歴のある若手技術者・女性技術者（※2）」を監理技術者等として配置する	1.0

※1 「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰」被表彰者の若手技術者もしくは女性技術者で、滋賀県等（※3）が発注し、令和5年度から公告日まで完了した当初請負金額250万円以上の建設工事に監理技術者等として従事し、その工事の工事成績評定点が80点以上である技術者。

80点以上の工事に従事していたことを証する書面として以下（ア）および（イ）の資料提出を求める。ただし、工事成績評定点「法令遵守等」の項目で減点がある建設工事は対象外とする。

（ア）CORINSの登録内容確認書

（イ）工事成績評定通知書（写）および項目別評定点（写）

※2 直近3ヵ年度（R6, 7, 8）における「滋賀県若手技術者・女性技術者県土整備部長表彰」の被表彰者かつ、若手技術者もしくは女性技術者。

※3 滋賀県等に該当する発注機関は下記のとおり。

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、びわこボートレース事業庁、(旧)滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県希望が丘文化公園、(公財)滋賀県スポーツ協会

加算点に有効な提出書類
➤ 監理技術者等として配置する場合、発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 ➤ 受賞歴のある監理技術者等を配置する場合、以下表彰年度に応じた①②③の資料 (1) 申請者(被表彰者)の表彰年度が令和6,7,8年度【評価点1.0】 ① 発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 (2) 申請者(被表彰者)の表彰年度が令和5年度以前【評価点0.8】 ① 発注工事業種に適応した監理技術者等の資格が確認できる資料 ② 令和5年度から公告日までに完了した80点以上工事のC O R I N Sの登録内容確認書 ③ 令和5年度から公告日までに完了した80点以上工事の工事成績評定通知書(写)および 項目別評定点(写)

(10) 建設キャリアアップシステムの利用【0.5点】

監理技術者等および現場代理人を除く3名以上の建設技能者が建設キャリアアップシステムを工事期間中に継続利用する場合に評価する。継続利用とは、それぞれの建設技能者が工事期間における就業日数の90%以上（例：就業日数が60日の場合は、54日以上）の就業履歴を蓄積（カードタッチ）することをいい、3名以上の建設技能者それぞれが90%以上を達成することを要件とする。なお、技能者がCCUSのカードを忘れた場合など、就業履歴の修正による蓄積分も有効とする。建設技能者の利用については、元請け下請けを問わないこととする。

なお、建設キャリアアップシステムの事業者登録、技能者登録、カードリーダーの設置および利用等にかかる費用は、申請者（受注者含む）の負担とする。

「3名以上の建設技能者が継続利用する」として申請する場合、事業者登録および技能者登録を確認する書類の提出は、技術提案書の提出時点で不要とする。

契約後、工事の着手から完了まで、監督員により建設技能者3名以上の継続利用を確認するため、工事日報および建設キャリアアップシステムから出力した就業履歴の提出を求める。

なお、3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合は、工事成績において減点措置を行う。

区 分（建設キャリアアップシステムの利用）	評価点
3名以上の建設技能者が継続利用しない	0
3名以上の建設技能者が継続利用する	0.5

加算点に有効な提出書類
➤ なし（自己申告表への記入のみ）

総合評価方式における技術提案の不履行にかかる工事成績評価の取扱いについて

1. 技術提案書で提案された内容の履行状況により履行率を算出し、未実施分に応じて以下のとおり減点係数を乗じる。履行確認の対象とするのは、技能者の資格、主たる営業所の有無、県内企業の下請活用、現場見学会の開催、若手・女性技術者の配置、建設キャリアアップシステムの利用とする。
 - ・「技能者の資格」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で有資格者の従事ありと申請したが、該当する職種の作業時に現場に常駐していない場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「主たる営業所の有無」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった管内企業の下請活用＞
技術提案書で管内企業の下請活用を申請したが、施工体制台帳等で加点対象となる条件を満たしていない場合、および、現場での施工体制点検を通じて申請した管内企業の下請活用が満たされていないことを確認した場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。なお、受注者の各着目点の加算点数（ β ）は「0.5」とする。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった管内企業の下請活用＞
減点の対象とはしない。
 - ・「県内企業の下請活用」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で県内企業の下請活用ありと申請したが、施工体制台帳や施工体制点検等で加点評価となる条件が満たされていないことが確認された場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。
 - ・「現場見学会の開催」における減点係数は、以下のとおりとする。
 - ＜加算点評価の対象となった場合＞
技術提案書で現場見学会の開催ありと申請したが、受注者の責任において、現場見学会が開催できなかった場合は減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。広報・PR活動ありと申請したが広報・PR活動が出来なかった場合（現場見学会は開催）は減点係数（ α ）を「0.5」とし減点する。
 - ＜加算点評価の対象とならなかった場合＞
減点の対象とはしない。

- ・「若手・女性技術者の配置」における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

配置した若手・女性技術者が、工期内で途中交代した場合、全体工期に対して従事していた期間により履行率を求め、以下の減点係数（ α ）を設定し減点する。

履 行 率	減点係数（ α ）
50%未満	1. 0
50%以上 75%未満	0. 6
75%以上 90%未満	0. 3
90%以上 100%未満	0. 1

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

- ・「建設キャリアアップシステム」の利用における減点係数は、以下のとおりとする。

＜加算点評価の対象となった場合＞

技術提案書で3名以上の建設技能者が継続利用すると申請したが、受注者の責任において、事業者登録および3名以上の建設技能者の継続利用が確認できなかった場合、減点係数（ α ）を「1.0」とし減点する。

＜加算点評価の対象とならなかった場合＞

減点の対象とはしない。

2. 総合評価の不履行に対しては、以下の点数を工事成績評定（法令遵守等）において減点する。

● （各着目点の不履行による減点数） = $\alpha \times \beta \times 3$

α ：減点係数

β ：受注者の各着目点の加算点数

● （工事成績評定における減点数） = （各着目点の不履行による減点数）の総和

※「各着目点」は発注者が設定する着目点をいう。なお、「技能者の資格」、「主たる営業所の有無」、「県内企業の下請活用」、「現場見学会の開催」、「若手・女性技術者の配置」、「建設キャリアアップシステムの利用」については、評価項目単位とする。

3. 履行確認方法については、以下のとおり。

- （1）技術提案の履行確認のとりまとめについては、（別紙）「技術提案の履行確認書」の提出による。
- （2）工事着手前に受注者において「技術提案内容」欄に必要事項を記入し、監督職員の確認を得るとともに、履行確認方法について監督職員と協議の上決定し、原案として施工計画書とともに提出する。
- （3）受注者は完了時に「履行確認の概要」、「各【対策】の履行状況」、「技術提案履行率」、「減点係数」および「技術提案加算点」を記入し、「減点数」を計算し、監督職員へ提出することとする。
- （4）計算結果については、受発注者の両方で確認を行う。